

○ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

(令和三年八月四日公布)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(施設認定農林水産物等)</p> <p>第十三条 法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 タイ又は<u>中華人民共和国</u>に輸出される農産物(その加工品を含む。以下同じ。)</p> <p>二 アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、<u>ア</u>ルゼンチン、インドネシア、ウルグアイ、<u>欧</u>州連合の構成国、オーストラリア、カタール、カナダ、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、<u>中</u>華人民共和国、<u>バ</u>レーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマーに輸出される畜産物</p> <p>三 アメリカ合衆国、インド、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、<u>タイ</u>、大韓民国、<u>中</u>華人民共和国、ナイジェリア、ブラジル、ベトナム、ペルー又はロシアに輸出される水産物</p> <p>四 (略)</p> <p>(登録認定機関が認定する適合施設の種類)</p>	<p>(施設認定農林水産物等)</p> <p>第十三条 法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 タイに輸出される農産物(その加工品を含む。以下同じ。)</p> <p>二 アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、<u>ア</u>ルゼンチン、インドネシア、ウルグアイ、<u>欧</u>州連合の構成国、オーストラリア、カタール、カナダ、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、<u>バ</u>レーン、<u>フ</u>イリピン、<u>ブ</u>ラジル、<u>ベ</u>トナム、<u>香</u>港、<u>マ</u>カオ、<u>マ</u>レーシア又はミャンマーに輸出される畜産物</p> <p>三 アメリカ合衆国、インド、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、大韓民国、<u>中</u>華人民共和国、ナイジェリア、ブラジル、ベトナム、ペルー又はロシアに輸出される水産物</p> <p>四 (略)</p> <p>(登録認定機関が認定する適合施設の種類)</p>

第十七条 法第十七条第三項の規定により登録認定機関が認定する適合施設の種類は、タイに輸出される農産物若しくは畜産物又はアメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、タイ、ナイジェリア、ブラジル、ペルー若しくはロシアに輸出される水産物が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。

(適合施設の認定手数料)

第二十一条 令第四条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる施設認定農林水産物等の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

- 一 タイに輸出される農産物、アメリカ合衆国、アルゼンチン、欧州連合の構成国、オーストラリア、カナダ、シンガポール、タイ、台湾、中華人民共和国、ブラジル若しくは香港に輸出される畜産物、アメリカ合衆国、欧州連合の構成国若しくは中華人民共和国に輸出される水産物又は英国若しくは欧州連合の構成国に輸出される飼料 二万九百円

二 (略)

第十七条 法第十七条第三項の規定により登録認定機関が認定する適合施設の種類は、タイに輸出される農産物又はアメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、ナイジェリア、ブラジル、ペルー若しくはロシアに輸出される水産物が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。

(適合施設の認定手数料)

第二十一条 令第四条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる施設認定農林水産物等の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

- 一 タイに輸出される農産物、アメリカ合衆国、アルゼンチン、欧州連合の構成国、オーストラリア、カナダ、シンガポール、タイ、台湾、ブラジル若しくは香港に輸出される畜産物、アメリカ合衆国、欧州連合の構成国若しくは中華人民共和国に輸出される水産物又は英国若しくは欧州連合の構成国に輸出される飼料 二万九百円

二 (略)